

## 板橋区立公園等防犯カメラ設置要綱

(平成26年10月31日区長決定)  
一部改正(令和3年3月17日土木部長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、公園等利用者の安全確保及び安全管理の徹底並びに犯罪の予防を図るため、板橋区立公園等に防犯カメラを設置・運用するにあたって板橋区防犯カメラ運用基準(平成16年3月24日区長決定)に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱でいう「防犯カメラ」とは、犯罪防止、公園内への不審者の侵入防止等(以下「防犯等」という。)を目的に、設置する映像撮影装置で映像記録の機能を有するものをいい、これらの機器を接続するために必要な機器、ケーブル類及び制御用のソフトウェア類を含む。

### (防犯カメラ管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、南部土木サービスセンター管内の公園は南部土木サービスセンター所長、北部土木サービスセンター管内の公園は北部土木サービスセンター所長、こども動物園はみどりと公園課長をもって充てる。

2 管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置き、南部土木サービスセンター管内の公園は南部土木サービスセンター工事調整係長、北部土木サービスセンター管内の公園は北部土木サービスセンター工事調整係長、こども動物園はみどりと公園課みどり計画係長をもって充てる。

### (カメラの設置場所と映像)

第4条 防犯カメラは、トイレ、広場等の不審者等の進入を記録でき、かつ、防犯等に効果の高い敷地内の場所に設置する。

2 防犯カメラの映像は、顔が識別できる程度の画像を標準とする。

3 敷地以外の場所を通行するものなどのプライバシーに配慮する。

4 防犯カメラは、原則として施設等に固定するなど盗難防止に努める。

### (記録の保存)

第5条 記録の保存期限は、7日以上とし、期限後自動的に上書き消去する。

2 防犯カメラのデータは、改ざんをしてはならない。

3 みどりと公園課職員は、管理責任者及び管理取扱者の命に従い、映像及び記録媒体の確認等を行う。また、保守点検等を行うときは、管理取扱者及びその他複数の職員が立ち会わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第6条 管理責任者は、映像の外部漏えい等を防止する。管理責任者の許可を得ていない者は、記録媒体等の持ち出しをしてはならない。
- 2 映像及び記録内容は、原則公開してはならない。
  - 3 管理責任者は、被写体(人物)からの映像の開示の求めがあったときは、土木部長に報告し、協議しなければならない。
  - 4 本人の同意又は法令に規定がある場合は、管理責任者は、第三者に記録提供をすることができるが、あらかじめ区政情報課長と協議しなければならない。

付 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。